

公的研究機関はその対価の一部を研究者（知的財産権等の対象となっている知的財産を公的研究機関で創出したのち異動した研究者も含む）にも還元する必要がある。

公的研究機関・研究者の知的財産創出のインセンティブを付与するためには、実施（利用）料等の対価の一部を公的研究機関のみならず研究開発活動を行う研究者自身にも還元する必要がある。その際、人材の流動性を妨げることのないよう、対価の一部は知的財産権等の対象となっている知的財産を創出したのち他の機関に異動した研究者にも還元するのが適当と考えられる^{*28}。

＜対価の額、配分割合＞

対価の額や公的研究機関と研究者の間の対価の配分割合については、個々の知的財産権等の財産的価値、公的研究機関及び研究者の知的財産創出に対する貢献や知的財産権等の実施許諾等又は譲渡に向けた貢献に応じ適宜決定されるべきと考えられる。

＜法人化後の国立大学等＞

法人化後の国立大学等についても、知的財産権等の実施許諾等又は譲渡に伴う対価の取得は可能であるものと解される^{*29}。

（５）共有

- ① 公的研究機関は、他の共有者の同意を得なければ、知的財産権等の実施許諾等又は持ち分の譲渡をすることはできない。
- ② 他の共有者が正当な理由なく一定期間知的財産権等を実施（利用）していない場合、公的研究機関は、第三者への知的財産権等の実施許諾等又は持ち分の譲渡の同意を他の共有者に求めることが適当である。その際、当該第三者から取得した相当の対価は他の共有者にも還元するのが

*28 「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定。参考資料2）でも、「機関管理への転換に当たって、発明者である研究者に対するインセンティブの向上を図る観点から、実施料収入から個人への十分な還元が行えるよう制度を整備する。なお、研究者が異動する場合における発明者インセンティブの継続についても十分に留意することが必要である。」とされているところである。

*29 参考資料9 「新しい「国立大学法人」像について」（平成14年3月26日、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議）。この報告書では「収入を伴う事業については、…（中略）…、本来の教育研究等の業務及びそれに密接に関わる事業に限定して行う」、「研究成果の民間への移転事業など、教育研究に密接に関わるものの、種々の制約から現行では大学自ら実施しがたい業務についても、法人化に伴い大学の業務として実施できるようにする。」とされている。

適当である。

- ③ 公的研究機関は、契約等により知的財産権等の持ち分に応じた相当の対価の還元を他の共有者に求めることが適当である。

①他の共有者の実施（利用）における事業活動の予見可能性の確保

法令の規定と同旨である^{*30}。

他の共有者が有する知的財産権等の持ち分の財産的価値が変動するのを防止し、事業活動の予見可能性を確保することは、知的財産権等の実施（利用）において重要と考えられる。

②他の共有者が不実施（利用）の場合の取扱い

公的研究機関の知的財産は産業利用を通じて広く社会に普及していくことが重要である。したがって、他の共有者が正当な理由なく実施（利用）しない場合には、他の共有者との契約によって、公的研究機関は、第三者への知的財産権等の実施許諾等又は持ち分の譲渡の同意を他の共有者に求めることが適当である。

その際、知的財産の創出には他の共有者も関与していることに鑑み、知的財産権等の持ち分に応じて、他の共有者に対しても第三者から取得した相当の対価を還元することが適当である。

なお、契約等に基づき他の共有者に設定された専用実施（利用）権についても、正当な理由なく実施（利用）されていない場合は、取り消すことができることとするのが適当であろう。

③公的研究機関・研究者への対価の還元

知的財産権（著作権を除く）が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその知的財産の実施（利用）をすることができる^{*31}。

一方、共同著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することが

*30 参考資料1 「関係法令抜粋」。特許法第73条第1項、実用新案法第26条、意匠法第36条、商標法第35条、種苗法第23条第1項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第14条第1項、著作権法第65条第1項、民法第251条（複製困難な知的財産は有体物であるため）

*31 参考資料1 「関係法令抜粋」。特許法第73条第2項、実用新案法第26条、意匠法第36条、商標法第35条、種苗法第23条第2項、半導体集積回路の回路配置に関する法律第14条第2項

できない^{*32}。

いずれの場合であっても、公的研究機関自身が実施（利用）を行う能力を有していないため、他の共有者が実施（利用）を行うことになる。

他の共有者が実施（利用）する際に、知的財産創出に直接貢献している公的研究機関・研究者に対する報酬などの見返りがないとすると、研究者の知的財産創出のインセンティブを減殺し、中長期的には公的研究機関全体のシーズ創出能力にも悪い影響を与えるおそれがある。

したがって、公的研究機関は契約等により知的財産権の持ち分に応じた相当の対価の還元を求めることができるとしても差し支えないものと考えられる。

また、共有の有体物の場合は、他の共有者はその全部について、持ち分に応じた使用をすることができる（民法第249条）。他の共有者が複製困難な知的財産の公的研究機関の持ち分も利用するのであれば、公的研究機関はその持ち分に応じた対価を取得できるものと考えられる。

3. 研究開発成果の広い利用と知的財産の保護の両立

（1）知的基盤等の整備・提供と知的財産権による保護の両立

- ① 知的基盤等の整備・提供を事業として行っている者・機関が、知的財産権によって保護された知的財産を研究開発の場へ広く提供するため、知的財産権の実施（利用）許諾を求めている場合、公的研究機関はそれを許諾することが適当である。
- ② 当該事業が収益を目的としている場合、公的研究機関は知的財産権の実施（利用）許諾に伴う相当の対価を受けることを契約等で定めることが適当である。また、その対価の一部を研究者（知的財産権等の対象となっている知的財産を公的研究機関で創出したのち異動した研究者も含む）にも還元する必要がある。

①実施（利用）許諾

研究用材料（生物遺伝資源等）などの知的基盤等は公的研究機関・研究者の研究開発活動のみならず、広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支えるものである。

知的基盤等の整備・提供を事業として行っている者・機関（他の公的研究機関も含む）が、研究開発成果としての知的財産を研究開発の場での広い利用のため

^{*32} 著作権法第65条第2項。ただし、他の共有者は正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることはできない（同条第3項）

提供（複製、業としての生産や譲渡等）する際、それが公的研究機関の有する知的財産権によって保護されたものであることがある。

知的財産権によって保護された知的財産を知的基盤等として整備・提供していくことができないとすると、知的基盤等を充実させることによる知的資産の蓄積と研究開発の場での広い利用が促進されず、結果として新しい知の創造を加速していくことができなくなる。一方、知的財産権によって保護された知的財産を自由に知的基盤等の整備・提供事業として産業利用できることとすると公的研究機関・研究者の知的財産創出のインセンティブが損なわれることになる。

この矛盾を調整するため、知的財産権によって保護された知的財産を知的基盤等として整備し研究開発の場へ広く提供することを可能とし、場合により公的研究機関が提供に伴う相当の対価を取得できるようにするのが適当である。

なお、研究開発成果としての知的財産を研究開発の場で広く流通させることが適当でないような場合、公的研究機関はその提供を制限することができる。

また、特許権に係る生物遺伝資源については寄託が義務づけられており、第三者は試験又は研究の目的でその分譲を受けることができることとなっている^{*33}。

②対価

知的財産権によって保護された知的財産を知的基盤等として市場を通じて適正な価格で安定供給する場合（知的基盤等の整備・提供を事業として行っている者が民間事業者である場合）は、知的基盤等の整備・提供という収益事業として知的財産権の実施（利用）をする場合であるから、公的研究機関は知的財産権の実施（利用）許諾に伴う相当の対価を取得することが適当である。

一方、その逆である場合（知的基盤等の整備・提供を事業として行っている者が他の公的研究機関等である場合）は、収益を目的としたものではないので、公的研究機関が知的財産権の実施（利用）許諾に伴う対価を取得することは實際上適当でないと考えられる。

（２）知的財産権による保護と広い利用の両立

知的財産権による保護が可能な知的財産については、必要に応じ保護を図る一方、研究開発の場での広い利用を可能とする。

知的財産権による保護が可能な知的財産には、科学・学術的価値も有するものがあるが、知的財産の保護と産業利用の促進という観点からは、これが権利化されないまま広く利用可能とされるのは避けるべきであると考えられる。

*33 特許法施行規則第27条の2及び27条の3

したがって、このような場合は知的財産権による保護を図りながら、研究開発の場での広い利用を可能とする取組みを行うことが適当である。

(3) 知的財産の秘匿と広い利用の両立

知的財産権によって保護されない知的財産であって、科学・学術的価値も有するものの取扱いは、それが適切に保護又は利用されるよう、公的研究機関・研究者が研究開発の目的等を考慮してケースバイケースで判断し、対応することが適当である。

科学・学術的価値を有する知的財産を秘密の知的財産として産業利用するかそれとも研究開発の場での広い利用を可能とするかは、個々の知的財産の内容により判断するほかないと考えられるが、自身で秘密の知的財産の実施（利用）をしない公的研究機関・研究者にはその財産的価値の判断が難しい。

公的研究機関・研究者が行える判断の一応の目安としては、以下のような研究開発の目的によるものが挙げられる。

- a. 知の創造を目的とする基礎研究において創出されたものは、研究開発の場での広い利用を図る。
- b. 実用化を目指す研究開発において創出されたものは秘密の知的財産（ノウハウ等）とし、産業利用を図る。

企業等からの受託研究などのうちb. に該当するものについては、必要な場合には、企業等と協議の上、秘密の知的財産にして産業利用を図ることができると考えられる。

＜参考＞用語の定義

1. 有体物

有体物とは、空間の一部を占めて有形的存在を有するものをいう。

民法第85条の有体物については、今日の社会的・経済的事情を鑑み、「法律上の排他的支配の可能性」と広く定義する学説も少なくないが、本報告書では、通説に従い上述のものとする。

研究開発成果としての有体物には以下のものが例示される。

- ・ 材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種）
- ・ 試作品、モデル品
- ・ FD、MT、CD、DVD等の電子記録媒体（データ、理論・法則、コンピュータプログラム、音声、画像、図面等の各種研究開発成果情報を記録）
- ・ 紙記録媒体（データ、理論・法則、コンピュータプログラム、画像、図面等の各種研究開発成果情報を記載）

当然のことながら、排他的支配を及ぼすことができない（所有権を主張できない）物、例えば新しく発見した天体Y自体、新しく見出された疾患の患者自体、は、帰属を定め利用を行うことができないので、有体物の対象外であり、研究開発成果としては取扱わない。

なお、新しい天体Yについての観測データや、新しく見出された疾病の患者の治療データ等の情報は無体物ではあるが研究開発成果といえる。

2. 無体物とその例示

無体物とは有形的存在を有しないものをいい、知的財産その他の各種情報、電気・熱・光・音響などが例示される。

有体物の場合と同様、排他的支配を及ぼすことができないものは、帰属を定め利用を行うことができないので対象外とし、研究開発成果としては取扱わない。

3. 知的財産、知的財産権及び知的財産権等

- ① 知的財産とは、人間の知的活動から生ずる財産的情報をいう。
- ② 知的財産権とは、特許法の特許権、実用新案法の実用新案権、意匠法の意匠権、商標法の商標権、著作権法の著作権、種苗法の育成者権及び半導体集積回路の回路配置に関する法律の回路配置利用権並びにこれら

に準ずる権利をいう。

③ 知的財産権等とは、排他的利用が可能な知的財産権、秘密の知的財産及び複製困難な知的財産をいう。

①知的財産

電気、熱、光、音響などといった知的活動から生じたものでない無体物は知的財産には含まれない。

また、知的財産は財産的情報であるから、複製可能であり、物（有体物）に化体されていることも多い。

複製可能な物とは、例えば特許発明品、植物新品種、表現に特徴のあるコンピュータプログラムを記録したFD等、第三者がその物又はその物に関連する情報（例えば特許公報、論文）をもとに、複製することができる物である。当然全く同一の物の複製が可能であることを意味するものではなく、財産的情報が複製可能であれば足る。

岩石試料、土壌サンプル自体は情報ではなく、また情報の化体した複製可能な物でもないので、知的財産ではない。しかし、知的活動から生じた岩石試料の測定データ等は財産的価値を有するのであれば知的財産となる。

知的財産には、排他的独占権である知的財産権が付与されるもの（発明、考案、意匠、商標、著作物、植物新品種、回路配置）や、秘密にすることにより排他的利用が行える知的財産（「秘密の知的財産」。ノウハウ等）がある。

知的財産の化体した物の中には、公開されても第三者には實際上複製できない物（「複製困難な知的財産」。複雑なプラント、装置、試作品のように理論上複製可能であるが實際上複製することが困難な物と、生物遺伝資源のように公開情報だけでは第三者が複製できない物がある。）があり、このような物は実際のところ一般の有体物と同様、第三者に直接譲渡又は貸与して産業利用を図るほかない。

②知的財産権

準ずる権利としては、特許を受ける権利等がある。

③知的財産権等

知的財産権、秘密の知的財産及び複製困難な知的財産は全て利用により発生する便益が対価を支払う者だけに排他的に享受されるという排除原理が働く私的財としての性質を有するものであるので、知的財産権若しくは秘密の知的財産の実施（利用）許諾又は複製困難な知的財産の貸与（「知的財産権等の実施許諾等」。

知的財産権の実施（利用）許諾には専用実施（利用）権の設定を含む。）又は知的財産権若しくは複製困難な知的財産の譲渡（「知的財産権等の譲渡」）により取引され、実施（利用）が可能である。

なお、それ以外の知的財産、すなわち公開され公衆に広く利用可能とされた知的財産は、非排除性及び非競合性を有する公共財としての性質を有するから、通常その実施（利用）のための取引がなされることはない。

4. 知的基盤等

人間の知的活動から生ずる情報を体系化し、広く供用可能としたものをいう。

科学技術基本計画^{*34}では、知的基盤は、研究者の研究開発活動、さらには広く経済社会活動を安定的かつ効果的に支える、

- ① 研究用材料（生物遺伝資源等）
- ② 計量標準
- ③ 計測・分析・試験・評価方法及びそれらに係る先端的機器
- ④ ①～③に関連するデータベース等

とされている。これは知的活動の成果として蓄積された知的資産を体系化し、広く供用可能とした基盤であり、その内容（質、量等）の充実によって、より多くの利用者に利用される価値が高くなるものである。この知的基盤も含め一般に人間の知的活動から生ずる情報を体系化し、広く供用可能としたものを「知的基盤等」と定義することにした。

なお、この情報は物に化体されていることも多い（例：生物遺伝資源）。

5. 公的研究機関

国の機関又は組織及び運営に関し国の監督を受ける機関であって、研究開発を行う機関をいう。

「国の機関」には、国立大学等（「国立大学、短期大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関」をいう。）や国立試験研究機関が含まれる。

「組織及び運営に関し国の監督を受ける機関」には、特殊法人や独立行政法人が含まれる。

地方公共団体が設置した公設試験研究機関は含まれない。

^{*34} 参考資料2 「科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定）抜粋